



70歳以上の方の所得区分の 判定基準が変わりました

■所得区分判定基準表

区 分	7月31日まで	8月1日から
一定以上 所得者	同一世帯の70歳以上で、一人でも一定所得（課税所得が145万円以上）の人がいる場合	
	※70歳以上の人の収入の合計が次の場合、 申請により「一般」の区分となります	※70歳以上の人の収入の合計が次の場合、 申請により「一般」の区分となります
	70歳以上が1人	484万円未満
	70歳以上が2人以上	621万円未満
一 般	一定以上所得者、低所得Ⅱ、低所得Ⅰに当てはまらない人	
低所得Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）	
低所得Ⅰ	同一世帯の全員が住民税非課税で、各所得が必要経費・控除（※）を差し引いたとき 0円になる世帯の人	
	※年金所得は控除額を65万円とする	※年金所得は控除額を80万円とする

○国保（前期高齢受給者）の場合は同一世帯の国保加入者のみで判定を行います

低所得Ⅰ・Ⅱ及び住民税非課税世帯の方へ
入院した時に届け出をすると食事代等が減額になる制度に該当しますので、「入院した」又は「入院する」場合は申請をお願いします

◎お問い合わせ
市役所本所 保険課 ☎62-1118
保険課（鷹巣窓口） ☎62-1117
合川支所市民福祉課 ☎78-2113
森吉支所市民福祉課 ☎72-3115
阿仁支所市民福祉課 ☎82-2113



公的年金等控除の見直しや老年者控除の廃止・65歳以上の方に係る住民税非課税措置の廃止などの税制改正が行われたことに伴い、8月から所得区分の判定基準が見直されました（左表参照）。

また、10月からは法改正により医療費の自己負担が見直されます。（下表参照）

10月からの改正内容

一定以上所得者の自己負担額が2割から3割へ

70歳以上でも現役並みの所得のある「一定以上所得者」は、診療を受けるときの自己負担額が2割から3割になります（「一定以上所得者」の基準は所得区分判定基準表を参照）。

70歳以上の方

■「一定以上所得者」の自己負担割合が変わります

区 分	9月30日まで	10月1日から
一定以上所得者	2割	3割
一般、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ	1割	1割（変更なし）

■高額療養費（1カ月間の医療費）の自己負担限度額が変わります

区 分	9月30日まで		10月1日から	
	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯単位）	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯単位）
一定以上 所得者	40,200円	72,300円＋（医療費－361,500円）×1％ ※4回目以降は40,200円	44,400円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％ ※4回目以降は44,400円
一般（★）	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

- 外来＋入院を世帯単位で足す場合は、75歳未満まで国保加入者ごと、75歳以上老人保健加入者ごととし、75歳未満と75歳以上の医療費を足すことはできません
- 受給者証の一部負担金の割合欄に「※自己負担限度額「一般」適用」と付記されている方は上記表の一般（★）の欄の金額が適用されます

70歳未満の方 ■自己負担割合（3割）は変わりません（※3歳未満も2割で変わりません）

■高額療養費（1カ月間の医療費）の自己負担限度額が変わります

区 分	9月30日まで	10月1日から
上位所得世帯	139,800円＋（医療費－466,000円） ×1％ ※4回目以降は77,700円	150,000円＋（医療費－500,000円） ×1％ ※4回目以降は83,400円
一 般 世 帯	72,300円＋（医療費－241,000円） ×1％ ※4回目以降は40,200円	80,100円＋（医療費－267,000円） ×1％ ※4回目以降は44,400円
住民税非課税世帯	35,400円 ※4回目以降は24,600円	35,400円 ※4回目以降は24,600円

※外来及び入院のすべての医療費を足して計算するわけではありません（レセプト単位で21,000円を超えるもののみ合算して計算します）

国民健康保険と老人保健の一部が変わります

市長日誌
8/1
～
8/15

14日（月）
第35回合川まとも火点火式に出席

10日（木）
北秋田市県営ダム対策委員へ委嘱状を交付
市内4高校統合同題にかかる説明のため来庁した県教育長と面会

9日（水）
建設部所管事業にかかる現地確認を実施
首都圏エージェンツ等モニターツアー2日目の打当温泉で行われた懇談会に出席

8日（火）
北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合正副管理者会議・議会に出席

7日（月）
北秋田市市営公園へ委嘱状を交付
森吉山麓たなばた火まつりを観覧

6日（日）
表彰式に出席
2006よねしろ鮎カップ・レディースカップ
表彰式に出席

5日（土）
鷹巣地区への光ファイバ網整備についてNTT秋田支店長へ要望書提出
やるベシヨップオープニングセレモニーに出席
中学校高学年及び高校生を対象としたスキンダイビング講習会に講師として参加

4日（金）
消費問題研究会に出席
鷹巣地区への光ファイバ網整備についてNTT秋田支店長へ要望書提出

3日（木）
首都圏企業（誘致済）との懇談会に出席
北秋中央病院運営委員会に出席

2日（水）
8月定例記者会見を実施
イビング講習会に講師として参加

1日（火）
大館北秋田退職校長会役員研修会に出席し講話
中学校高学年及び高校生を対象としたスキンダイビング講習会に講師として参加